

佐賀県本庁決裁等規程（平成16年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（副知事等の専決）</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、<u>課長</u>が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(7)</u> 略</p> <p>（本部長等の代決者）</p> <p>第10条 略</p> <p>2～17 略</p> <p>18 政策監が専決することができる事務について、政策監が不在のときは、政策監が組織規則第26条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</p> <p>19～25 略</p> <p>（課長等の代決者等）</p> <p>第12条 略</p>	<p>（副知事等の専決）</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 次の各号に定める者は、課長又は政策監（以下この項及び第12条第9項において「<u>課長等</u>」という。）が専決することができる事務のうち、<u>課長等</u>が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) さが創生企画監</u></p> <p><u>(3)～(8)</u> 略</p> <p>（本部長等の代決者）</p> <p>第10条 略</p> <p>2～17 略</p> <p>18 政策監が専決することができる事務について、政策監が不在のときは、政策監が組織規則第26条第1項の規定により置かれた<u>さが創生企画監及び副課長</u>のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</p> <p>19～25 略</p> <p>（課長等の代決者等）</p> <p>第12条 略</p>

改正前					改正後				
2 略					2 略				
3 ~ 7 略					3 さが創生企画監が専決することができる事務について、さが創生企画監が不在のときは、政策監がその事務を決裁するものとする。				
8 副課長が専決することができる事務について、副課長が不在のときは、課長がその事務を決裁するものとする。					4 ~ 8 略				
9 略					9 副課長が専決することができる事務について、副課長が不在のときは、課長等がその事務を決裁するものとする。				
別表第3（第3条、第4条関係）					10 略				
別表第3（第3条、第4条関係）					別表第3（第3条、第4条関係）				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	本部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	本部長専決事務	課長専決事務
略					略				
男女参画・県民協働課	市民社会組織の活動促進に関する事務	略			男女参画・県民協働課	市民社会組織の活動促進に関する事務	略		
男女参画・県民協働課	世界・焔の博覧会記念事業の推進に関する事務		世界・焔の博覧会記念事業の推進に係る基本方針に関すること	世界・焔の博覧会記念事業の推進に関する事務を処理すること					
男女参画・県民協働課	男女共同参画社会の形成の促進に	略			男女参画・県民協働課	男女共同参画社会の形成の促進に	略		

改正前				改正後			
		係る施策の 総合調整及 び推進に関 する事務				係る施策の 総合調整及 び推進に関 する事務	
略				略			
環境課	特定製品に 係るフロン 類の回収及 び破壊の実 施の確保等 に関する法 律に関する 事務		1 第1種 フロン類 回収業者 、第2種 特定製品 引取業者 及び第2 種フロン 類回収業 者の登録 及び届出 に関する こと 2 第1種 フロン類 回収業者 、第2種 特定製品 引取業者 及び第2 種フロン 類回収業	環境課	フロン類の 使用の合理 化及び管理 の適正化に 関する法律 に関する事 務		1 第1種 フロン類 充填回収 業者の登 録及び届 出に關す ること  2 第1種 フロン類 充填回収 業者の登 録の取消 し、業務 の停止命 令、勧告 及び措置

改正前						改正後					
					<p>者の登録の取消し、業務の停止命令、勧告及び措置命令に関すること</p> <p>3 <u>第1種フロン類回収業者</u>及び第2種フロン類回収業者のフロン類回収量等の報告の受理及び主務大臣への通知に関すること</p>						<p>命令に関すること</p> <p>3 <u>第1種フロン類充填回収業者</u>及び第2種フロン類回収業者のフロン類回収量等の報告の受理及び主務大臣への通知に関すること</p> <p>4 <u>第1種特定製品の管理者</u>に対する<u>勧告、勸</u></p>

改正前						改正後					
											告の公表 及び措置 命令に関 すること 5 第1種 特定製品 整備者、 第1種特 定製品廃 棄等実施 者及び第 1種フロ ン類引渡 受託者に 対する勸 告及び措 置命令に 関すること
略						略					
地域福祉課	生活保護指定医療機関及び生活保護指定介護機関に関する事務	略				地域福祉課	生活保護指定医療機関及び生活保護指定介護機関に関する事務	略			
						地域福祉	生活困窮者				生活困窮者

改正前					改正後				
					課	に対する自立の支援に関する事務			の自立の支援に関する事業の実施に関すること
地域福祉課	行旅死亡人、行旅死亡人等に関する事務	略			地域福祉課	行旅死亡人、行旅死亡人等に関する事務	略		
略					略				
地域福祉課	戦傷病者等の援護に関する事務			1 ~ 4 略	地域福祉課	戦傷病者等の援護に関する事務			1 ~ 4 略 5 戦傷病者特別援護法に係る指定医療機関に関すること 6 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の裁定及び特別買上償還に関すること
				5 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の裁定に関すること					

改正前					改正後				
				6・7 略					7・8 略
地域福祉課	戦没者遺族等の援護に関する事務			1・2 略 3 戦没者の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金の裁定に関すること  4 略 5 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定に関すること  6～8 略	地域福祉課	戦没者遺族等の援護に関する事務			1・2 略 3 戦没者の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金の裁定及び特別買上償還に関すること 4 略 5 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定及び特別買上償還に関すること 6～8 略
略					略				
障害福祉課	精神保健及び精神障害			1 略 2 精神保	障害福祉課	精神保健及び精神障害			1 略 2 精神保

改正前					改正後				
		者福祉に関する事務		<p>健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神病院を指定し、又は指定を解除すること</p> <p>3 法第38条の7の規定により精神病院の管理者に対し入院患者の退院を命じ、又は処遇改善を命ずること</p> <p>4 <u>精神障害者の社会復帰事業の実施計画</u>に関</p>			者福祉に関する事務		<p>健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神科病院を指定し、又は指定を解除すること</p> <p>3 法第38条の7の規定により精神科病院の管理者に対し入院患者の退院を命じ、又は処遇改善を命ずること</p>

改正前						改正後					
					<u>すること</u> <u>5 法第47</u> <u>条の規定</u> <u>による医</u> <u>師の指定</u> <u>に関する</u> <u>こと</u> <u>6 精神病</u> <u>院の实地</u> <u>指導及び</u> <u>病状实地</u> <u>審査の実</u> <u>施計画に</u> <u>関すること</u> <u>と</u> <u>7～11 略</u> <u>12 精神障</u> <u>害者社会</u> <u>復帰事業</u> <u>の実施に</u> <u>関すること</u> <u>と</u>						<u>4 精神科</u> <u>病院の実</u> <u>地指導及</u> <u>び病状実</u> <u>地審査の</u> <u>実施計画</u> <u>に関する</u> <u>こと</u> <u>5～9 略</u> <u>10 精神保</u> <u>健福祉士</u> <u>の養成施</u> <u>設に關す</u> <u>ること</u>
						<u>障害福祉</u> <u>課</u>	<u>発達障害者</u> <u>支援法に基</u> <u>づく発達障</u> <u>害者支援セ</u> <u>ンターに關</u> <u>する事務</u>			<u>1 発達障</u> <u>害者支援</u> <u>センター</u> <u>の指定及</u> <u>び指定の</u> <u>取消しに</u>	

改正前						改正後					
											関すること <u>2 発達障害者支援センターの指導等に関すること</u>
						障害福祉課	高次脳機能障害者の福祉に関する事務				高次脳機能障害者支援拠点機関の指定に関すること
障害福祉課	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターに関する事務	略				障害福祉課	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターに関する事務	略			
略						略					
医務課	診療放射線技師法、歯科衛生士法、臨床検査技師等に関				1 ~ 5 略	医務課	診療放射線技師法、歯科衛生士法、臨床検査技師等に関				1 ~ 5 略 <u>6 各医療関係者の養成所に関するこ</u>

改正前					改正後					
		する法律、 歯科技工士 法、理学療 法士及び作 業療法士法 、視能訓練 士法、あん 摩マッサージ 指圧師、 はり師、き ゆう師等に 関する法律 及び柔道整 復師法に関 する事務					する法律、 歯科技工士 法、理学療 法士及び作 業療法士法 、視能訓練 士法、あん 摩マッサージ 指圧師、 はり師、き ゆう師等に 関する法律 及び柔道整 復師法その 他医療関係 者に係る法 律に関する 事務			と
略					略					
健康増進 課	原子爆弾被 爆者の援護 に関する事 務			1 略	健康増進 課	原子爆弾被 爆者の援護 に関する事 務			1 略 2 <u>原子爆 弾被爆者 の指定医 療機関の 指定に関 すること</u> 3 ~ 8 略	
				<u>2 ~ 7</u> 略						

改正前					改正後				
健康増進課	難病対策に関する事務			特定疾患に関すること	健康増進課	難病対策に関する事務			1 指定難病に関すること 2 特定疾患に関すること
略					略				
薬務課	覚せい剤取締法に関する事務	略			薬務課	覚せい剤取締法に関する事務	略		
					薬務課	佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例に関する事務		1 知事指定薬物の指定の告示に関すること 2 知事監視製品の指定及び指定の取消しの告示に関すること 3 条例に基づく命令に関すること	1 知事指定薬物の指定の失効の告示に関すること 2 知事監視製品の指定の失効の告示に関すること 3 条例に基づく警告に関すること 4 条例に

改正前					改正後				
									<u>基づく立 入検査及 び報告の 徴収に関 すること</u>
薬務課	温泉法に 関する事務	略			薬務課	温泉法に 関する事務	略		
略					略				
生活衛生課	理容師、美 容師及びク リーニング 業に関する 事務		略	1・2 略 3 理容師 及び美容 師の養成 施設の指 定及び指 定取消し に伴う調 査に關す ること	生活衛生課	理容師、美 容師及びク リーニング 業に関する 事務		略	1・2 略 3 理容師 及び美容 師の養成 施設に關 すること
生活衛生課	食品衛生に 関する事務		略	1 略	生活衛生課	食品衛生に 関する事務		略	1 略 2 製菓衛 生師及び 食品衛生 管理者の 養成施設 に關する こと 3・4 略
				<u>2・3</u> 略					

改正前					改正後				
略					略				
生活衛生課	食鳥処理に関する事務		1・2 略	1・2 略	生活衛生課	食鳥処理に関する事務		1・2 略	1・2 略 3 <u>食鳥処理衛生管理者の養成施設に関すること</u>
略					略				
生活衛生課	その他の生活及び環境の衛生に関する事務		略	1～7 略  8 略	生活衛生課	その他の生活及び環境の衛生に関する事務		略	1～7 略 8 <u>生活衛生同業組合の振興計画の認定及び変更認定並びに実施状況の報告の受理に関すること</u> 9 略
略					略				
新産業・基礎科学課	新産業の創造及び起業化支援に関する事務		<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法</u>	新産業の創造及び起業化支援に係る事務を処	新産業・基礎科学課	新産業の創造及び起業化支援に関する事務			新産業の創造及び起業化支援に係る事務を処

改正前					改正後					
				<u>律に基づく事業環境整備構想の策定に関する</u> こと	理すること					理すること
新産業・基礎科学課	中小企業の経営革新に関する事務				1・2 略	新産業・基礎科学課	中小企業の経営革新に関する事務		<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく事業環境整備構想の策定に関する</u> こと	1・2 略
新産業・基礎科学課	<u>産業の情報化の推進及び情報産業の振興に関する</u> 事務				<u>産業の情報化及び情報産業の振興に係る</u> 事務を処理すること	新産業・基礎科学課	<u>中小企業の情報化の推進及び情報産業の振興に関する</u> 事務			<u>中小企業の情報化及び情報産業の振興に係る</u> 事務を処理すること
略					略					
商工課	中小企業団体の組織に関する事務				1 知事の所轄に係る事業協同組合、事業協同小組合、	商工課	中小企業団体の組織に関する事務			1 知事の所轄に係る事業協同組合、事業協同小組合、

改正前						改正後					
					<p>火災共済 協同組合 、協同組 合連合会 及び企業 組合（以 下この項 において 「中小企 業等協同 組合」と いう。） 、中小企 業団体中 央会、協 業組合、 商工組合 並びに商 工組合連 合会の設 立の認可 、定款変 更の認可 、解散登 記の嘱託 及び組合 員による 総会招集</p>						<p>協同組合 連合会及 び企業組 合（以下 この項に おいて「 中小企業 等協同組 合」とい う。） 、中小企 業団体中 央会、協 業組合、 商 工組合並 びに商工 組合連合 会の設立 の認可、 定款変更 の認可、 解散登記 の嘱託及 び組合員 による総 会招集の 承認をす ること</p>

改正前						改正後					
					<p>の承認を すること 2・3 略 4 知事の 所轄に係 る中小企 業等協同 組合（<u>火 災共済協 同組合を 除く。</u>） 、中小企 業団体中 央会、協 業組合、 商工組合 及び商工 組合連合 会の解散 命令をす ること 5～8 略 9 知事の 所轄に係 る<u>火災共 済協同組 合の事業 方法書、</u></p>						<p>2・3 略 4 知事の 所轄に係 る中小企 業等協同 組合、中 小企業団 体中央会 、協業組 合、商工 組合及び 商工組合 連合会の 解散命令 をすること  5～8 略 9 知事の 所轄に係 る<u>火災共 済事業を 行う事業 協同組合</u></p>

改正前					改正後				
				<p>普通共済約款、共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更の認可並びに成立の届出の受理をすること</p>					<p>(以下この項において「<u>火災等共済協同組合</u>」という。)の事業方法書、普通共済約款、共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更の認可並びに成立の届出の受理をすること</p>
				10～13 略					10～13 略

改正前					改正後				
				14 知事の 所轄に係 る責任共 済等を行 う事業協 同組合、 協同組合 連合会又 は火災共 済協同組 合の解散 の認可を すること					14 知事の 所轄に係 る責任共 済等を行 う事業協 同組合、 協同組合 連合会又 は火災等 共済協同 組合の解 散の認可 をすること
商工課	小売商業調 整特別措置 法に関する 事務	略			商工課	小売商業調 整特別措置 法に関する 事務	略		
商工課	特定商業集 積の整備の 促進に関す る特別措置 法に関する 事務			法に基づく 基本構想の 同意に関す ること					
国際・観 光部	一般旅券の 発給に関す る事務			一般旅券の 発給申請に 係る審査並	国際・観 光部	一般旅券の 発給に関す る事務		一般旅券の 発給申請に 係る審査並	

改正前					改正後				
				<u>びに作成及び交付に関すること</u>				<u>びに作成及び交付に関すること</u>	
国際・観光部	総合保養地域整備法に基づくリゾート構想に関する事務	法に基づくリゾート構想の基本方針に関すること	法に基づくリゾート構想に係る施策の企画に関すること	<u>法に基づくリゾート構想に係る事務を処理すること</u>	国際・観光部	総合保養地域整備法に基づくリゾート構想に関する事務	法に基づくリゾート構想の基本方針に関すること	1 <u>法に基づくリゾート構想に係る施策の企画に関すること</u> 2 <u>法に基づくリゾート構想に係る事務を処理すること</u>	
国際・観光部	観光統計に関する事務			<u>国際観光統計に関する事務を処理すること</u>	国際・観光部	観光統計に関する事務		<u>国際観光統計に関する事務を処理すること</u>	
国際経済・交流課	国際経済に関する事務			1 <u>国際経済に係る施策の推進に関すること</u> 2 <u>海外拠点に関する</u>	国際経済・交流課	国際経済に関する事務			国際経済に係る施策の推進に関すること

改正前					改正後				
国際経済・交流課	国際交流に関する事務		職員の海外派遣研修に関すること	1～3 略 4 外国青年招致事業に関すること 5・6 略	国際経済・交流課	国際交流に関する事務		職員の海外派遣研修に関すること	1～3 略 4・5 略
略					略				
おもてなし課	競輪開催届に関する事務	略			おもてなし課	競輪開催届に関する事務	略		
おもてなし課	東京情報センターに関する事務			東京情報センターの管理運営に関すること	おもてなし課	競輪開催届に関する事務	略		
生産者支援課	経営構造対策に関する事務	略			生産者支援課	経営構造対策に関する事務	略		
略					略				
林業課	森林整備、種苗及び森林国営保険に関する事務			1～17 略 18 森林保険の契約及び解除に関すること 19 森林保険に係る	林業課	森林整備及び種苗に関する事務			1～17 略

改正前					改正後				
				<u>損害填補 に関する こと</u> 20 <u>森林災 害調査及 び森林保 険に係る 一般事務 に関する こと</u>					
略					略				
まちづく り推進課	都市計画に 関する事務	都市計画区 域及び準都 市計画区域 の指定、変 更及び廃止 に関するこ と	県が定める 都市計画決 定及び変更 に関するこ と	1 市町が 定める都 市計画の 決定及び 変更の同 意又は協 議に関す ること  2 都市計 画法施行 令第15条 及び都市	まちづく り推進課	都市計画に 関する事務	都市計画区 域及び準都 市計画区域 の指定、変 更及び廃止 に関するこ と	県が定める 都市計画決 定及び変更 に関するこ と	1 市町が 定める都 市計画の 決定及び 変更の同 意又は協 議に関す ること( <u>下水道に 係るもの を除く。</u> ) 2 都市計 画法施行 令第14条 及び都市

改正前					改正後				
				計画法施行規則第13条に規定する都市計画の軽易な変更に関すること					計画法施行規則第13条に規定する都市計画の軽易な変更に関すること(下水道に係るものを除く。)
				3・4 略					3・4 略
				5 都市計画事業の箇所付け及び実施に関すること					5 都市計画事業の箇所付け及び実施に関すること(下水道に係るものを除く。)
				6～12 略					6～12 略
略					略				
下水道課	下水道に関する事務		1・2 略	1～5 略	下水道課	下水道に関する事務		1・2 略	1～5 略
									6 市町が定める都

改正前						改正後						
												<p>市計画の決定及び変更の同意又は協議に関すること（下水道に係るものに限る。）</p> <p>）</p> <p>7 都市計画法施行令第14条及び都市計画法施行規則第13条に規定する都市計画の軽易な変更に関すること（下水道に係るものに限る。）</p> <p>）</p> <p>8・9 略</p>
					6・7 略							

改正前					改正後				
略					略				
農地整備課	国有農地及び開拓財産の維持、管理、処分等並びに開拓、入植、増反等に関する事務	略			農地整備課	国有農地及び開拓財産の維持、管理、処分等並びに開拓、入植、増反等に関する事務	略		
					農地整備課	県営及び団体営の農業農村整備事業の採択申請に関する事務		県営及び団体営農業農村整備事業の採択申請に関する事務を処理すること	団体営農業農村整備事業（国等に対する補助金等の申請に係る事務を行わない事業に限る。）の採択申請に関する事務を処理すること
建築住宅課	長期優良住宅に関する事務			1 長期優良住宅建築等計画の認定に関すること（現地	建築住宅課	長期優良住宅に関する事務			長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること（現地

改正前						改正後					
					<u>機関の長が専決できるものを除く。</u> ) <u>2 長期優良住宅建築等計画の取消しに関すること(現地機関の長が専決できるものを除く。</u> 。)						<u>機関の長が専決できるものを除く。</u> 。)
略						略					
建築住宅課	公営住宅等に関する事務		略	1～6 略 <u>7 サービス付高齢者向け住宅の登録、閲覧等に関すること</u> <u>8 サービス付高齢</u>		建築住宅課	公営住宅等に関する事務		略	1～6 略 <u>7 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること</u>	

改正前					改正後				
				者向け住宅の登録の取消しに関する こと 9 終身建物賃貸借に係る事業認可に関する こと 10 終身建物賃貸借に係る事業認可の取消しに関する こと					
略					略				
建築住宅課	宅地建物取引業に関する事務		1・2 略	1 宅地建物取引主任者資格試験に関する こと 2～4 略 5 宅地建物取引主	建築住宅課	宅地建物取引業に関する事務		1・2 略	1 宅地建物取引士資格試験に関する こと 2～4 略 5 宅地建物取引士

改正前					改正後				
				任者の登録及び宅地建物取引主任者証の交付等に関すること 6 宅地建物取引主任者に対する指示、事務の禁止及び登録の消除の処分に関すること 7 略					の登録及び宅地建物取引士証の交付等に関すること 6 宅地建物取引士に対する指示、事務の禁止及び登録の消除の処分に関すること 7 略
略					略				
建築住宅課	営繕に関する事務	略			建築住宅課	営繕に関する事務	略		
建築住宅課	佐賀県住宅供給公社に関する事務			佐賀県住宅供給公社の事業計画及び資金計画の承認に関すること					

改正前			改正後			
建築住宅課	佐賀県福祉のまちづくり条例に関する事務	略	建築住宅課	佐賀県福祉のまちづくり条例に関する事務	略	
略			略			
新幹線・地域交通課	交通政策に関する事務	略	新幹線・地域交通課	交通政策に関する事務	略	
			新幹線・地域交通課	自家用有償旅客運送に関する事務		道路運送法に基づく自家用有償旅客運送に関する事務を処理すること
			新幹線・地域交通課	運転代行業に関する事務		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく運転代行業に関する事務を処理すること
新幹線・地域交通課	新幹線の活用に関する事務	略	新幹線・地域交通課	新幹線の活用に関する事務	略	

改正前					改正後				
略					略				
資産活用課	県有財産の総括事務	略			資産活用課	県有財産の総括事務	略		
資産活用課	歳入政策に関する事務		歳入政策の総合調整に関すること	歳入政策に関する事務を処理すること	資産活用課	歳入政策に関する事務		歳入政策の総合調整に関すること	歳入政策に関する事務を処理すること
資産活用課	庁舎の整備等に関する事務	略			資産活用課	庁舎の整備等に関する事務	略		
略					略				
市町村課	市町その他地方公共団体の行財税政一般に関する事務	1～3 略	1・2 略 3 市町の特別交付税に係る説明書の提出に関すること 4・5 略	1～9 略 10～16 略 17 国有提供施設等所在市町村助成交付金、施設等所在市町村調整交付金	市町村課	市町その他地方公共団体の行財税政一般に関する事務	1～3 略	1・2 略 3・4 略	1～9 略 10 市町の特別交付税に係る説明書の提出に関すること 11～17 略 18 国有提供施設等所在市町村助成交付金、施設等所在市町村調整交付金

改正前					改正後				
				、地方特 例交付金 及び地方 譲与税に 関すること					、地方特 例交付金 、 <u>交通安 全対策特 別交付金 等</u> 及び地 方譲与税 に關する こと
略					略				
統計分析 課	<u>統計関係資 料の編纂及 び刊行に關 する事務</u>			<u>1・2</u> 略	統計分析 課	<u>統計の利活 用の推進に 關する事務</u>			<u>1 統計デ ータの利 活用の推 進に關す ること</u> <u>2・3</u> 略
略					略				

附 則

( 施行期日 )

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

( 佐賀県文書規程の一部改正 )

2 佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
( 決裁区分の表示 ) 第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については	( 決裁区分の表示 ) 第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については

改正前	改正後
<p>「甲」、副知事専決事項については「乙」、本部長専決事項については「丙」、最高情報統括監専決事項、危機管理・報道監専決事項、医療統括監専決事項、国際戦略統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、部長専決事項、理事専決事項、副本部長専決事項、副部長専決事項、総括政策監専決事項、新型インフルエンザ対策総括監専決事項、消費者行政総括監専決事項、がん対策総括監専決事項、歯科医療総括監専決事項、企業立地総括監専決事項、雇用対策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項、政策監専決事項、ユニバーサルデザイン推進監専決事項、粒子線治療推進監専決事項、有田焼創業400年事業推進監専決事項、コスメティック構想推進監専決事項、国際戦略推進監専決事項及び観光戦略推進監専決事項については「丁」、室長専決事項、企業誘致推進監専決事項、特区調整監専決事項、地域振興企画監専決事項、<u>国民保護・防災対策監専決事項</u>、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p>	<p>「甲」、副知事専決事項については「乙」、本部長専決事項については「丙」、最高情報統括監専決事項、危機管理・報道監専決事項、医療統括監専決事項、国際戦略統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、部長専決事項、理事専決事項、副本部長専決事項、副部長専決事項、総括政策監専決事項、新型インフルエンザ対策総括監専決事項、消費者行政総括監専決事項、がん対策総括監専決事項、歯科医療総括監専決事項、企業立地総括監専決事項、雇用対策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項、政策監専決事項、ユニバーサルデザイン推進監専決事項、粒子線治療推進監専決事項、有田焼創業400年事業推進監専決事項、コスメティック構想推進監専決事項、国際戦略推進監専決事項及び観光戦略推進監専決事項については「丁」、室長専決事項、<u>さが創生企画監専決事項</u>、<u>国民保護・防災対策監専決事項</u>、<u>企業誘致推進監専決事項</u>、<u>特区調整監専決事項</u>、<u>団体検査・指導監専決事項</u>、<u>地域振興企画監専決事項</u>、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p>